

平成31年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表(1割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として600円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上7時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	通常規模型通所介護費	558単位	660単位	761単位	863単位	964単位
	入浴介助加算	50単位				
	個別機能訓練加算Ⅰ	46単位				
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位				
	サービス提供加算Ⅰ	18単位				
	介護職員処遇改善加算	5.90%				
自己負担額		783円	893円	1001円	1111円	1219円

●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上5時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	通常規模型通所介護費	362単位	415単位	470単位	522単位	576単位
	入浴介助加算	50単位				
	個別機能訓練加算Ⅰ	-				
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位				
	サービス提供加算Ⅰ	18単位				
	介護職員処遇改善加算	5.90%				
自己負担額		524円	581円	639円	695円	753円

※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位 ・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

●新総合事業通所型サービス

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2
サービス利用料	介護予防通所介護費	1647単位	1647単位	3377単位
	運動機能向上加算	225単位	225単位	225単位
	サービス提供加算Ⅰ	72単位	72単位	144単位
	介護職員処遇改善加算	5.90%		
サービス利用に係る自己負担額		2089円	2089円	4023円

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。

新総合事業通所型サービスの方は要介護1の料金に準ずるものとします。

単位1(所要時間5時間以上7時間未満)

単位:円/30分

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
延長サービス	353円	418円	482円	546円	610円

単位2(所要時間3時間以上5時間未満)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
延長サービス	229円	263円	297円	330円	365円

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。 きらら浜松機能訓練デイサービスセンター
〒430-0855 浜松市南区楊子町139
電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505

平成31年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表(2割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の2割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として600円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上7時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	通常規模型通所介護費	558単位	660単位	761単位	863単位	964単位
	入浴介助加算	50単位				
	個別機能訓練加算Ⅰ	46単位				
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位				
	サービス提供加算Ⅰ	18単位				
	介護職員処遇改善加算	5.90%				
自己負担額		1568円	1784円	2001円	2220円	2437円

●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上5時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	通常規模型通所介護費	362単位	415単位	470単位	522単位	576単位
	入浴介助加算	50単位				
	個別機能訓練加算Ⅰ	-				
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位				
	サービス提供加算Ⅰ	18単位				
	介護職員処遇改善加算	5.90%				
自己負担額		1045円	1159円	1276円	1388円	1503円

※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位 ・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

●新総合事業通所型サービス

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2
サービス利用料	介護予防通所介護費	1647単位	1647単位	3377単位
	運動機能向上加算	225単位	225単位	225単位
	サービス提供加算Ⅰ	72単位	72単位	144単位
	介護職員処遇改善加算	5.90%		
サービス利用に係る自己負担額		4177円	4177円	8045円

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間に前後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。

新総合事業通所型サービスの方は要介護1の料金に準ずるものとします。

単位1(所要時間5時間以上7時間未満)

単位:円/30分

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
延長サービス	353円	418円	482円	546円	610円

単位2(所要時間3時間以上5時間未満)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
延長サービス	229円	263円	297円	330円	365円

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。 きらら浜松機能訓練デイサービスセンター
〒430-0855 浜松市南区楊子町139
電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505

平成31年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表(3割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として600円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上7時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	通常規模型通所介護費	558単位	660単位	761単位	863単位	964単位
	入浴介助加算	50単位				
	個別機能訓練加算Ⅰ	46単位				
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位				
	サービス提供加算Ⅰ	18単位				
	介護職員処遇改善加算	5.90%				
自己負担額		2346円	2674円	3001円	3329円	3654円

●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上5時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	通常規模型通所介護費	362単位	415単位	470単位	522単位	576単位
	入浴介助加算	50単位				
	個別機能訓練加算Ⅰ	-				
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位				
	サービス提供加算Ⅰ	18単位				
	介護職員処遇改善加算	5.90%				
自己負担額		1568円	1738円	1914円	2082円	2255円

※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位 ・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

●新総合事業通所型サービス

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2
サービス利用料	介護予防通所介護費	1647単位	1647単位	3377単位
	運動機能向上加算	225単位	225単位	225単位
	サービス提供加算Ⅰ	72単位	72単位	144単位
	介護職員処遇改善加算	5.90%		
サービス利用に係る自己負担額		6264円	6264円	12068円

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間に前後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。

新総合事業通所型サービスの方は要介護1の料金に準ずるものとします。

単位1(所要時間5時間以上7時間未満)

単位:円/30分

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
延長サービス	353円	418円	482円	546円	610円

単位2(所要時間3時間以上5時間未満)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
延長サービス	229円	263円	297円	330円	365円

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。 きらら浜松機能訓練デイサービスセンター
〒430-0855 浜松市南区楊子町139
電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505